

技術提案書等に係る情報公開に関する取り扱いについて

平成16年8月
平成18年8月
平成19年4月
建設業室

1. 目的

新しい入札制度の取組における技術提案書の情報公開に際し統一事項を定める。

2. 対象

プロポーザル方式に係る技術提案書と評価結果及び契約の過程に係る情報

※総合評価については『簡易総合評価方式の試行導入について』による

3. 留意事項

- ①特定されなかった業者と各項目の評価点を突合されると、特定されなかった業者の不利益となる恐れがある。
- ②契約の過程の情報と評価結果を突合することで、特定されなかった業者の評価点が特定されることのないように留意すること。(評価表と参加表明表の業者名の順番を変えて保存する等の配慮を行うこと。)
- ③開示対応は本契約後とする。

4. 確認事項

1) 選定業者名(様式1)

- ①選定業者名については様式1を基本とするが、選定業者名一覧表がある場合は、これも開示対象とする。
- ②選定理由についても開示対象とし、その理由を記載した書類は開示するものとする。

2) プロポーザル方式委託契約における選定手続きに係る次に掲げる事項

(様式2～5)

- ①参加表明書を提出した業者名は、様式2で開示する。別途参加表明者名簿がある場合は、これも開示対象とする。
- ②1次選定を行った場合の選定業者名については、様式3で開示する。
- ③1次選定を行った場合の非選定業者名とその理由については、非選定通知書を送付している場合は、その様式で開示する。
- ④②③については、1次選定に関する選定・非選定業者名簿や選定・非選定理由一覧がある場合は、これも開示対象とする。
- ⑤特定業者名については、様式4で開示する。
- ⑥非特定業者名とその理由については、様式5で開示する。
- ⑦⑤⑥については、特定・非特定業者名簿や特定・非特定理由一覧がある場合は、これも開示対象とする。

※特定されなかった業者名と評価点の両方が同じ書類に記載されている場合は、評価点を塗りつぶし、特定されなかった業者が不利益とならないように、部分

開示とする。

3) 審査結果表の扱い (別紙 1・2)

- ①特定業者名及び評価点は開示し、非特定業者名は部分開示とする。
- ②非選定業者に対しては、当該業者の評価点は情報提供するものとする。

4) 技術提案書の取り扱い

- ①特定者(受注者)の技術提案については、技術提案書のうち非採用となった部分を塗りつぶしたものを業務の仕様書とし、契約書類として扱うこととする。
その仕様書の開示において、**個人情報**及び**法人情報**にあたる部分が記載されている場合は部分開示となるので注意すること。
- ②特定されなかった技術提案書についてはその全てが法人情報であるため、全面非開示とする。

<公文書：情報公開条例第2条第2項 >

<個人情報：情報公開条例第7条第2号・法人情報：同第3号>

5) VE審査委員会・建設コンサルタント選定委員会の評価内容

委員名簿：公開対象

評価集計表：落札者の名称及び全ての評価点は開示し、落札者以外の参加企業名は非開示とする。

- ※ 各項目の評価点と参加企業が突合されないことから、次回以降の競争において参加企業の得点が想定できず公正な競争の阻害となる恐れがないと判断されるため。
- ※ 競争参加企業が自身の技術提案の評価について公開請求した場合については、そのものの評価点のみ「**情報提供**」することとする。ただし、真に当該企業の職員であることの確認をとることが必要である。

<2002.12 情報公開ガイドブック事例2参照>

- ※ 上記取扱については情報公開室と調整済みである。
- ※ 上記に定めのない事項については情報公開室及び建設業室と調整すること。

〇〇〇〇〇〇〇 様

三 重 県 知 事 印

技術提案書の提出要請書の送付について

「〇〇〇〇〇〇業務」の技術提案書の提出を下記のとおり要請します。

記

1. 技術提案書は、別添の技術提案書提出要請書により作成、提出して下さい。
2. 技術提案書を提出する意志の有無を別添の意志表明書により、平成〇年〇月〇日までに〇〇あて提出して下さい。なお、平成〇年〇月〇日までに意志表明書の提出がない場合には、技術提案書を提出する意志がないものと見なします。
3. 記2による意志表明に関わらず、随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができます。
4. 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

様式 2

(別添)

平成〇年〇月〇日

三 重 県 知 事 様

住 所 ○○○○○○○○
会 社 名 ○○○○○○
代 表 者 名 ○○○○ 印

意 志 表 明 書

平成〇年〇月〇日付をもって技術提案書の提出を要請された下記業務について、

当社としては、提出する意志が ある ない 旨をここに表明します。

記

業務名：○○○○○○業務

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇 様

三 重 県 知 事 印

第 1 次 審 査 に よ る 選 定 通 知 書

平成〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった次の業務の技術提案書については、第 1 次審査により選定され、下記日程でヒヤリングを実施することを通知します。

業務名：〇〇〇〇〇〇業務

記

1. ヒヤリング実施日時 平成〇〇年〇月〇〇日 (〇曜日)
〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分
2. ヒヤリング場所 〇〇〇〇

様式 4

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇 様

三 重 県 知 事 印

特 定 通 知 書

平成〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった次の業務の技術提案書については、技術提案書として特定したので通知します。

業務名：〇〇〇〇〇〇〇業務

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇 様

三 重 県 知 事 印

非 特 定 通 知 書

平成〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった次の業務の技術提案書については、下記の理由により技術提案書を特定しなかったので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して10日（三重県の休日を定める条例（平成元年3月29日三重県条例第2号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、非特定理由についての説明を求めることができます。

業務名：〇〇〇〇〇〇〇業務

記

貴社については、評価の着目点のうち、〇〇及び〇〇において他社が優位であると判断したため、非特定としたものです。

<別紙 1> 情報公開資料(例) 『う』社が特定された場合

平成 18 年度 道路詳細設計業務委託

最終審査結果表

評価の着眼点		配点			③			
					う			
第一次審査結果	管理技術者	同種業務実績	30点	30.00点	24.00点	27.00点	27.00点	30.00点
		手持業務件数	10点	6.00点	10.00点	10.00点	10.00点	10.00点
	担当技術者 ①	技術者資格及び分野	5点	5.00点	5.00点	5.00点	5.00点	5.00点
		同種業務実績	15点	15.00点	15.00点	15.00点	10.50点	15.00点
		手持業務件数	10点	10.00点	6.00点	10.00点	10.00点	6.00点
	担当技術者 ②	同種業務実績	15点	15.00点	15.00点	15.00点	15.00点	15.00点
		手持業務件数	10点	5.00点	10.00点	10.00点	10.00点	10.00点
	照査②	技術者資格及び分野	5点	5.00点	5.00点	5.00点	5.00点	5.00点
	実施方針等	業務理解度	10点	8.00点	4.00点	10.00点	5.00点	8.00点
		実施手順	10点	5.00点	9.00点	10.00点	7.00点	5.00点
	特定テーマ	確実性	10点	10.00点	8.00点	5.00点	7.00点	5.00点
		実現性	10点	5.00点	9.00点	6.00点	5.00点	6.00点
		独創性	10点	10.00点	8.00点	5.00点	7.00点	5.00点
見積書	業務コストの妥当性	20点	15.00点	18.00点	19.00点	14.00点	13.00点	
第一次審査 計		170点	144.00点	146.00点	152.00点	137.50点	138.00点	
第二次審査	ヒアリング	コミュニケーション力	10点	10.00点	6.00点	2.00点	8.00点	10.00点
		専門技術力	10点	6.00点	4.00点	10.00点	2.00点	8.00点
		取組み姿勢	10点	10.00点	5.00点	8.00点	2.00点	5.00点
	第二次審査 計		30点	26.00点	15.00点	20.00点	12.00点	23.00点
最終審査 合計		200点	170.00点	161.00点	172.00点	149.50点	161.00点	
			非特定	非特定	特定	非特定	非特定	
特定者との得点差			2.00点	11.00点	—	22.50点	11.00点	

<別紙 2> 情報提供資料(例) 『お』社に情報提供を求められた場合 (口頭による各項目の評価点の情報提供)

平成18年度 道路詳細設計業務委託

最終審査結果表

評価の着眼点		配点	お	
第一次審査結果	管理技術者	同種業務実績	30点	30.00点
		手持業務件数	10点	10.00点
	担当技術者①	技術者資格及び分野	5点	5.00点
		同種業務実績	15点	15.00点
	担当技術者②	手持業務件数	10点	6.00点
		同種業務実績	15点	15.00点
	照査②	手持業務件数	10点	10.00点
		技術者資格及び分野	5点	5.00点
	実施方針等	業務理解度	10点	8.00点
		実施手順	10点	5.00点
	特定テーマ	確実性	10点	5.00点
		実現性	10点	6.00点
独創性		10点	5.00点	
見積書	業務コストの妥当性	20点	13.00点	
第一次審査 計		170点	138.00点	
第二次審査	ヒアリング	コミュニケーション力	10点	10.00点
		専門技術力	10点	8.00点
		取組み姿勢	10点	5.00点
	第二次審査 計		30点	23.00点
最終審査 合計		200点	161.00点	
			非特定	
特定者との得点差				